# 工事発注関係業務の適正化に関する基本方針

【奈良市企業局】

## １．背景と目的

現在、全国の公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資の減少やその受注をめぐる価格面での競争の激化により、ダンピング受注や下請業者へのしわ寄せが発生している。そのため、工事中の事故や手抜き工事など、不誠実な行為や商業ブローカー的な不適格業者が介在し、工事施工に少なからず悪影響を与えているという深刻な問題が顕在している。

一方、公共工事に対する市民の関心とニーズは、効果的で効率的な工事の施工であり、さらに、発注者に対しては、公正で厳正な工事の監理が強く求められている。

これらのことを踏まえ当局は、公共工事が適正に執行されるために、請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれが履行されるように『工事発注関係業務の適正化に関する基本方針』を定めるものであり、公共工事の入札、請負契約の適正化等を図ることによって、工事の適正な施工を確保し、不良・不適格業者の排除及び建設業を営む者の資質の向上を促し、公共工事の品質確保に資することを目的とする。

# ２．課題と施策（取り組み）

## 課題

①不誠実、不適格業者の排除

②建設業者の公共工事に対する意識改革

③局職員の各業務に関する知識を深め、局職員としての倫理観を高める

④適正に工事の執行ができる組織の仕組みづくり

| 施策 | 具体的な取り組み |
| --- | --- |
| ①入札業務に関する要領等の見直 | ○入札参加資格登録業者への周知<br>○入札参加に必要な事項の追記<br>○入札参加停止措置の見直し |
| ②契約業務に関する要領等の制定、見直し及び契約担当職員の教育 | ○提出書類（届出）と契約条項等の効果的な確認や誓約<br>○契約担当職員の教育<br>○契約解除事務の確立 |
| ③監督業務に関する要領等の制定及び監督員の教育 | ○監督職員の教育及び教育部署の設置<br>○複数監督員の配置と責務の徹底 |
| ④検査業務に関する要領等の制定、見直し及び検査員の教育 | ○施工体制点検特別立入調査の実施<br>○工事成績評定の実施<br>○検査員の教育 |
| ⑤組織全体の機能強化、関係部署との連携 | ○関係部署との連携 |

# 3．組織

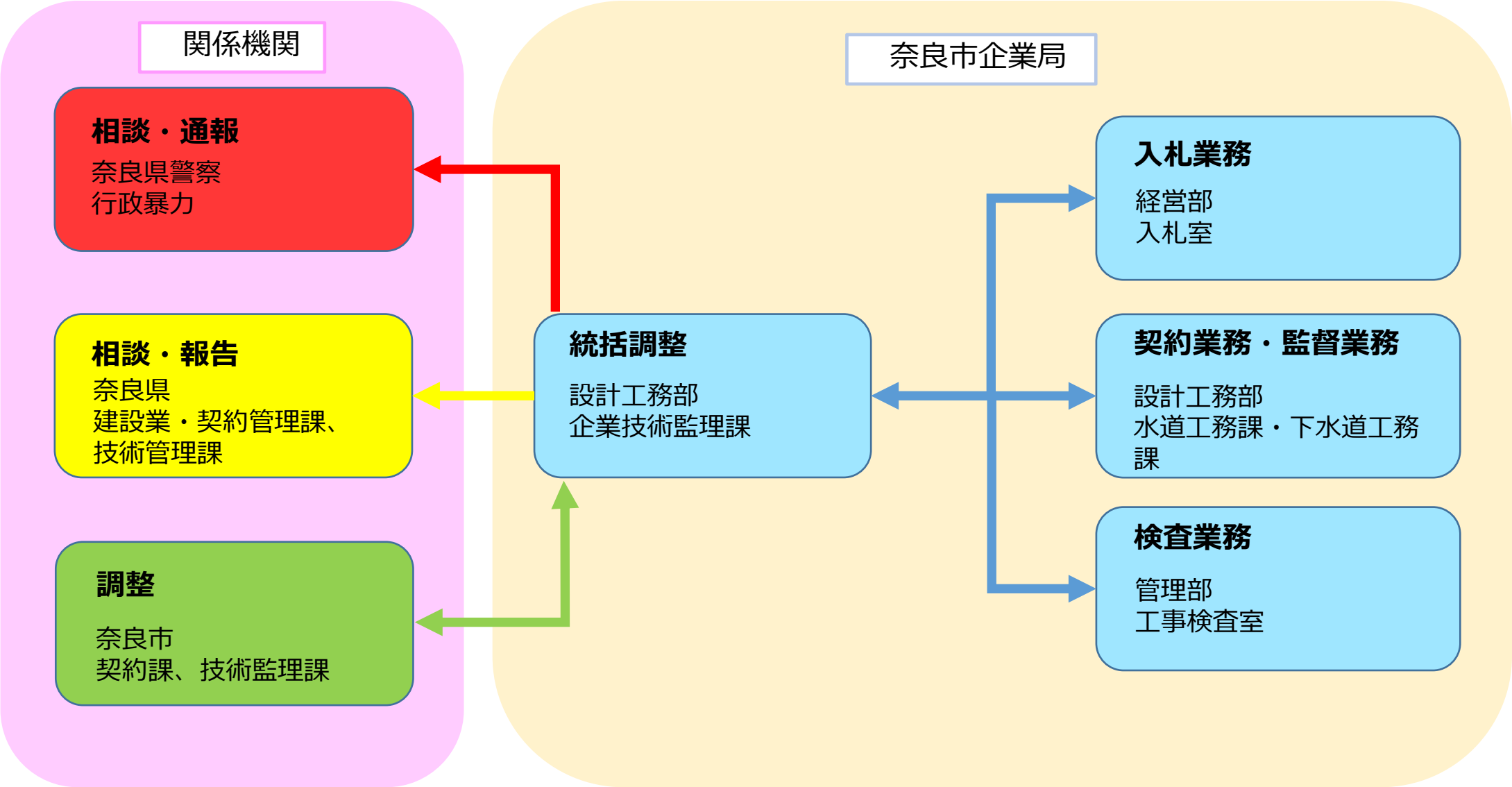
関係機関
相談・通報
奈良県警察
行政暴力
相談・報告
奈良県
建設業・契約管理課、
技術管理課
調整
奈良市
契約課、技術監理課
奈良市企業局
統括調整
設計工務部
企業技術監理課
入札業務
経営部
入札室
契約業務・監督業務
設計工務部
水道工務課・下水道工務課
検査業務
管理部
工事検査室

# 4．実施工程

H28．4/1　6/1　10/1　H29．4/1

| 区分 | 項目 | 短期 | 中期 | 長期 |
|---|---|---|---|---|
| 入札業務 | 入札参加資格登録業者への周知<br>・一括下請け（疑わしき行為）に対する処分<br>・契約約款と法令の遵守 | | | |
| | 入札参加に必要な事項の追記<br>・入札金額の内訳書提出<br>・確約書の提出義務<br>・現場代理人（直接的、恒常的な雇用証明） | | | |
| | 入札参加停止措置の見直し<br>・工事成績評定に基づく処分<br>・暴力行為等に対する処分（具体的行為を示す） | | | |
| 契約業務 | 提出書類（届出）と契約条項等の効果的な確認や誓約<br>・現場代理人、主任技術者、下請負人等の資格審査<br>・確認と誓約時における双方の立会いマニュアルの作成 | | | |
| | 契約担当職員の教育<br>・契約約款、工事共通仕様書、建設業法等の理解<br>・契約事務、指導の統一 | | | |
| | 契約解除事務の確立<br>・契約解除事務取扱要領の制定<br>・実施可能な局組織、体制の整備 | | | |
| 監督業務 | 監督職員の教育及び教育部署の設置<br>・監督モラル、コンプライアンス等の教育と育成<br>・工事課とは別組織（企業技術監理課等）が実施<br>・工事監督要領（上下水道統一）の制定 | | | |
| | 複数監督員の配置と責務の徹底<br>・総括、主任、一般監督員の配置<br>・指示、承認行為の文書通知の徹底<br>・不適格、違法行為の記録と通報の確立と監督処分の徹底 | | | |
| 検査業務 | 施工体制点検特別立入調査の実施<br>・内規第60号「施工体制点検特別立入調査実施要領」の見直し<br>・立入調査体制の整備及び権限の付与 | | | |
| | 工事成績評定の実施<br>・企業局（上下水道統一）の工事成績評定要綱の制定<br>・評価点による、入札参加停止措置<br>・検査員、監督員の研修（客観的評価） | | | |
| | 検査員の教育<br>・検査実施要領（上下水道統一）の制定<br>・監督教育、業者指導<br>・厳格、適正化の検討、研究 | | | |
| 組織・体制 | 関係部署との連携<br>・奈良県（建設業・契約管理課、技術管理課（施工Gメン））<br>・奈良市（契約課、技術監理課）<br>・警察（行政暴力） | | | |

# 5．具体的な取り組み（短期）

目的

工事発注関係業務の適正化

業務別

具体的な取り組み

**入札業務**
- 入札参加資格登録業者への周知
- 工事等入札参加者入札参加停止措置要領（内規32号）の改正（平成28年6月1日施行）

**契約業務**
- 契約時の確約書の提出
- 契約後の関係者による協議の実施
- コリンズの確認

**監督業務**
- 複数監督員の配置
- 書面による現場対応

**検査業務**
- 建設工事施工体制点検特別立入調査実施要領（内規第60号）の改正（平成28年6月1日施行）
- 建設工事成績評定実施要綱の制定（平成28年6月1日施行）
- 工事検査規定の改正（平成28年6月1日施行）
- 奈良市企業局建設工事成績評定の運用に関する取扱い要領の制定（平成28年6月1日施行）

# ６．適正化の流れ

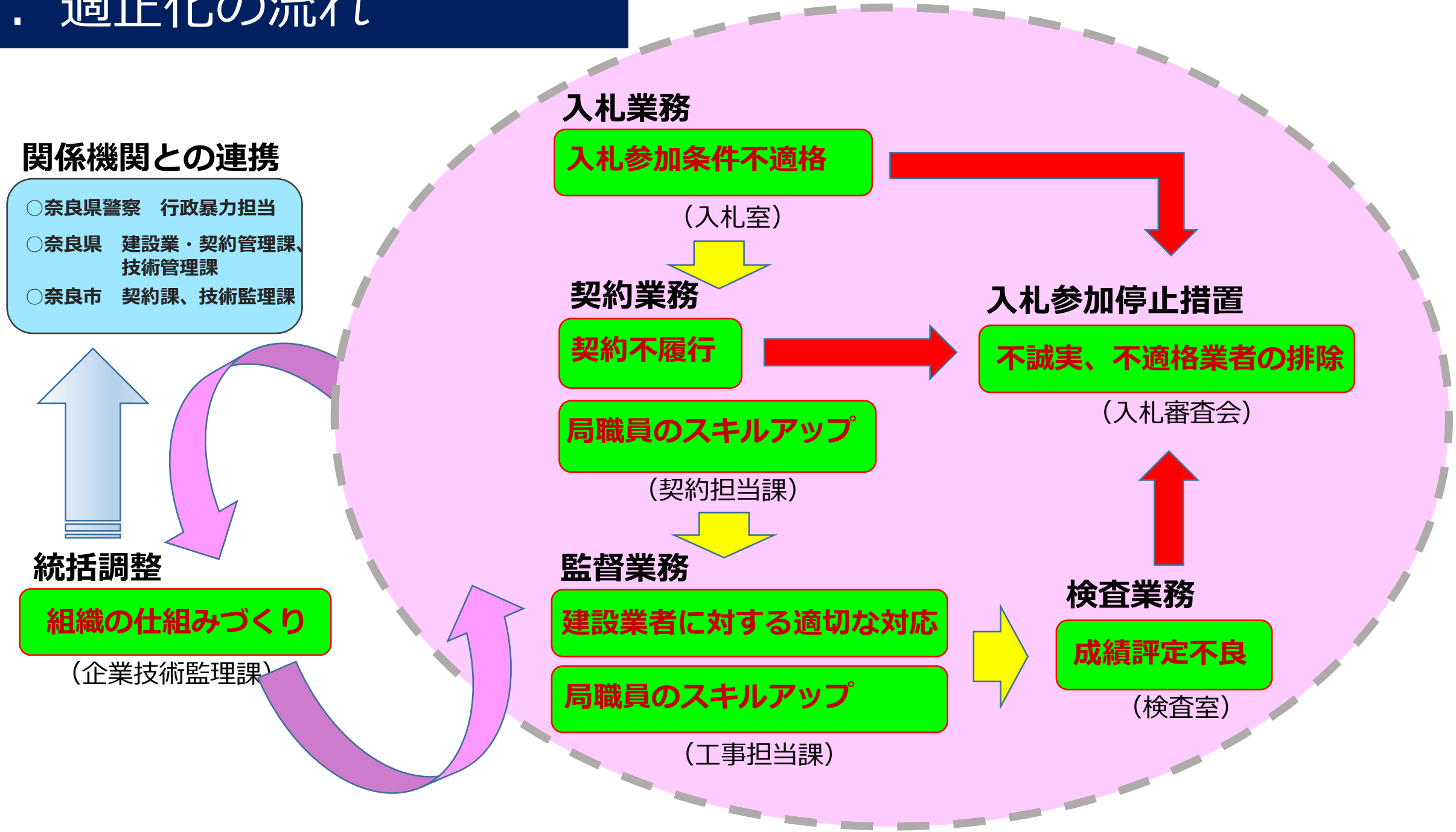
関係機関との連携
○奈良県警察　行政暴力担当
○奈良県　建設業・契約管理課、技術管理課
○奈良市　契約課、技術監理課
統括調整
組織の仕組みづくり
（企業技術監理課）
入札業務
入札参加条件不適格
（入札室）
契約業務
契約不履行
局職員のスキルアップ
（契約担当課）
監督業務
建設業者に対する適切な対応
局職員のスキルアップ
（工事担当課）
検査業務
成績評定不良
（検査室）
入札参加停止措置
不誠実、不適格業者の排除
（入札審査会）
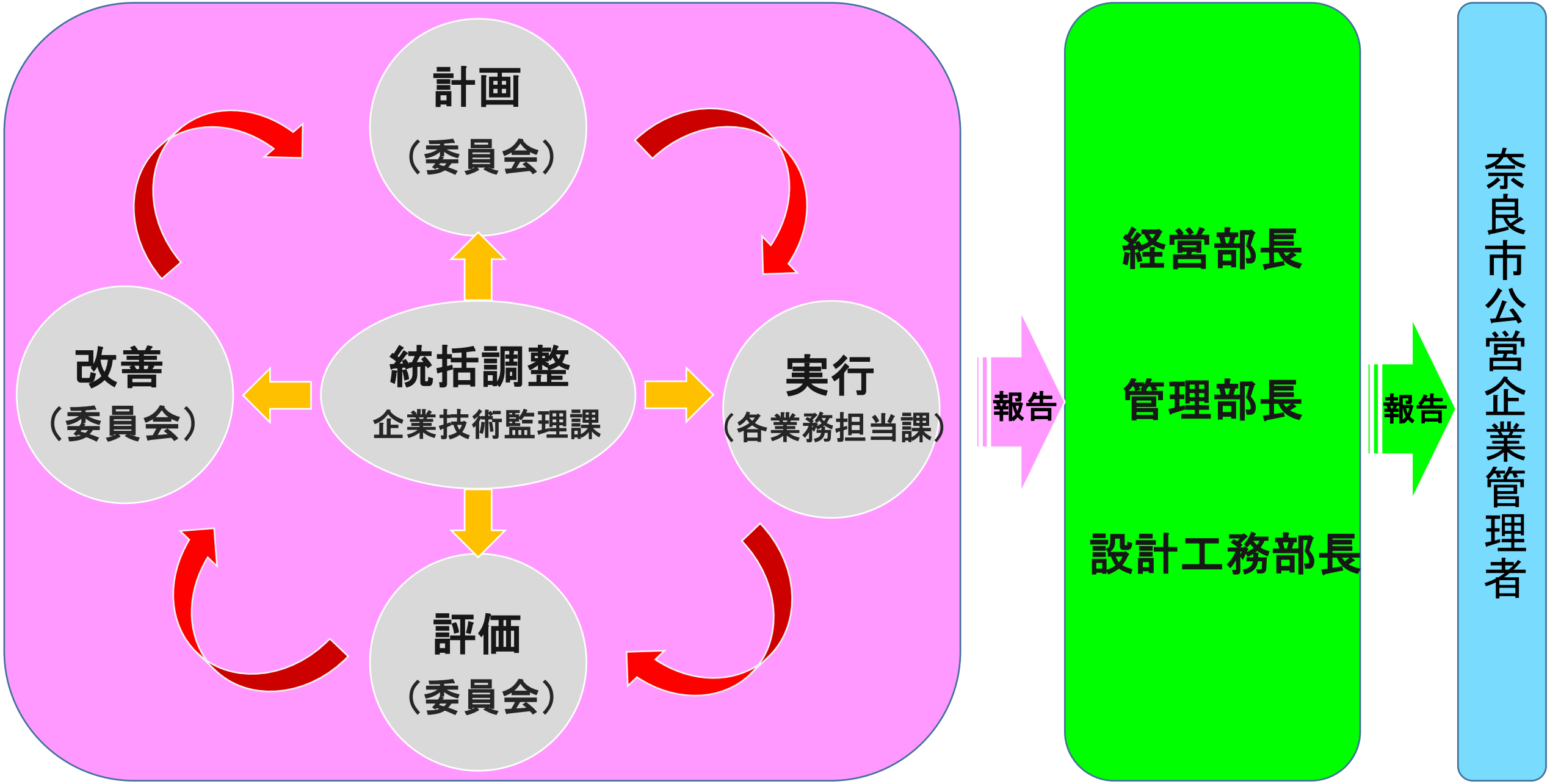
# 工事発注関係業務検討委員会